構造計算適合性判定業務規程

別表（業務区域、判定対象建築物）

株式会社　グッド･アイズ建築検査機構

株式会社グッド･アイズ建築検査機構
構造計算適合性判定業務規程
別表（業務区域、判定対象建築物）

別表１　業務区域、判定対象建築物、当該業務区域の判定の業務を行う事務所及び当該区域の主たる事務所（第５条、第６条関係）

業務区域 （都道府県）	判定対象建築物	判定の業務を行う事務所	主たる事務所
北海道			
青森県	全ての建築物	新宿本店　構造判定室 構造判定室 横浜事務所 構造判定室 郡山事務所	新宿本店　構造判定室 構造判定室 横浜事務所 構造判定室 郡山事務所
岩手県	全ての建築物	新宿本店　構造判定室 構造判定室 横浜事務所 構造判定室 郡山事務所	新宿本店　構造判定室 構造判定室 横浜事務所 構造判定室 郡山事務所
宮城県	法第６条の３第１項の全部（建築確認に係る適判）及び法第 18 条第４項の 一部（災害公営住宅の計画通知に係る適判）とする。	新宿本店　構造判定室 構造判定室 郡山事務所	新宿本店　構造判定室 構造判定室 郡山事務所
秋田県	全ての建築物	新宿本店　構造判定室 構造判定室 横浜事務所 構造判定室 郡山事務所	新宿本店　構造判定室 構造判定室 横浜事務所 構造判定室 郡山事務所
山形県	延べ面積 10,000 ㎡超または高さ 31.0m超、 限界耐力計算法によるもの その他特別な構造や計算方法によるもの	新宿本店　構造判定室 構造判定室 横浜事務所 構造判定室 郡山事務所	新宿本店　構造判定室 構造判定室 横浜事務所 構造判定室 郡山事務所
福島県	全ての建築物	新宿本店　構造判定室 構造判定室 横浜事務所 構造判定室 郡山事務所	新宿本店　構造判定室 構造判定室 横浜事務所 構造判定室 郡山事務所
茨城県	全ての建築物	新宿本店　構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店　構造判定室 構造判定室 横浜事務所
栃木県	全ての建築物	新宿本店　構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店　構造判定室 構造判定室 横浜事務所
群馬県	全ての建築物	新宿本店　構造判定室 構造判定室 横浜事務所 構造判定室　群馬事務所	新宿本店　構造判定室 構造判定室 横浜事務所 構造判定室　群馬事務所
埼玉県	全ての建築物	新宿本店　構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店　構造判定室 構造判定室 横浜事務所
千葉県	全ての建築物	新宿本店　構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店　構造判定室 構造判定室 横浜事務所
東京都	全ての建築物	新宿本店　構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店　構造判定室 構造判定室 横浜事務所
神奈川県	全ての建築物	新宿本店　構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店　構造判定室 構造判定室 横浜事務所

新潟県	1）床面積の合計が 2,000 ㎡を超える建築物（法第 18 条第 2 項に該当するものを除く） 2）法第 18 条第 2 項に該当し、床面積の合計が 10,000 ㎡を超える建築物 3）令第 81 条第 2 項第 1 号ロに定める構造計算による建築物	新宿本店　構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店　構造判定室 構造判定室 横浜事務所
富山県	1）床面積の合計が 2,000 ㎡または高さが 20m を超える建築物 2）令第 81 条第 2 項第 1 号ロに定める構造計算による建築物 3）床面積の合計が 2,000 ㎡以内、かつ高さが 20m 以内の建築物のうち、他の判定機関が法第 77 条の 35 の 19 又は準則第 3 第 3 号の規定等により判定できない建築物	新宿本店　構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店　構造判定室 構造判定室 横浜事務所
石川県	全ての建築物	新宿本店　構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店　構造判定室 構造判定室 横浜事務所
福井県	構造計算に係る床面積（法第 20 条第 2 項の規定に基づき別の建築物とみなすことができる部分が 2 以上ある建築物については、それぞれ別の建築物とみなしたときの床面積（以下同じ））が 5,000 ㎡を超える建築物、および構造計算に係る床面積が 5,000 ㎡以内の建築物のうち委任基準第 3 第 1 項第 1 号の委任を受けた指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定業務規程の業務範囲に含まれないもの（限界耐力計算、免震建築物、枠組壁工法、木質ﾌﾟﾚﾊﾌﾞ工法、膜構造、特定天井の計算を簡易ｽﾍﾟｸﾄﾙ法または応答ｽﾍﾟｸﾄﾙ法で計算するもの）	新宿本店　構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店　構造判定室 構造判定室 横浜事務所
山梨県	建築基準法第 18 条の 2 第 4 項において読み替えて適用する同法第 6 条の 3 第 1 項及び第 18 条の 2 第 4 項の規定により構造計算適合性判定が必要な全ての建築物の構造計算適合性判定の業務	新宿本店　構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店　構造判定室 構造判定室 横浜事務所
長野県	全ての建築物	新宿本店　構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店　構造判定室 構造判定室 横浜事務所
岐阜県	1）延べ面積が 3,000 ㎡を超える建築物（建築物の 2 以上の部分がｴｷｽﾊﾟﾝｼｮﾝｼﾞｮｲﾝﾄその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においては当該建築物の部分。以下同じ。） 2）令第 81 条第 2 項第 1 号ロに定める構造計算による建築物 3）適合性判定を要する木造又は木造を併用する建築物 4）法第 20 条第 1 項第 2 号イ及び第 3 号イの建築物で国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによって確かめられる安全性を有するもの 5）高さが 31m を超える建築物 6）構造耐力上主要な柱、梁又は耐力壁をプレキャスト鉄筋コンクリート造とした建築物 7）構造耐力上主要な部分に設計基準強度 36N/㎟以上のコンクリートを使用する建築物 8）令第 80 条の 2 の規定に基づき国土交通大臣が定める安全上必要な技術基準による次の建築物 ・昭和 58 年建設省告示第 1320 号（ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽｺﾝｸﾘｰﾄ造） ・平成 12 年建設省告示第 2009 号（免震建築物） ・平成 14 年国土交通省告示第 463 号（ｼｽﾃﾑﾄﾗｽ） ・平成 14 年国土交通省告示第 464 号（ｺﾝｸﾘｰﾄ充填鋼管造） ・平成 14 年国土交通省告示第 666 号（膜構造） ・平成 13 年国土交通省告示第 1641 号（薄板軽量形鋼造） ・平成 14 年国土交通省告示第 410 号（ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金造） ・平成 15 年国土交通省告示第 463 号（鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ組積造） 9）令第 39 条第 3 項の規定に基づき構造上安全なものとして国土交通大臣が定めた次の構造方法を用いた建築物 ・平成 25 年国土交通省告示第 771 号第 3 第 2 項第 2 号（特定天井） 10）その他知事が必要と認める建築物 11）1)～10)までの規定の適用にあたって、一の適合性判定に係る建築物が 2 以上あり、いずれか一の建築物が 1)～10)までの建築物に該当するときは、適合性判定に係る建築物すべてを 1)～10)までの建築物に該当するものとみなす	新宿本店　構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店　構造判定室 構造判定室 横浜事務所
静岡県			
愛知県	一の建築物につき床面積の合計が 10,000 ㎡を超える建築物（二以上の部分が相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分はそれぞれ別の建築物とみなす。） 限界耐力計算による建築物	新宿本店　構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店　構造判定室 構造判定室 横浜事務所
三重県			
滋賀県			

京都府			
大阪府			
兵庫県			
奈良県			
和歌山県			

鳥取県	全ての建築物	新宿本店　構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店　構造判定室 構造判定室 横浜事務所
島根県	床面積の合計が 2,000 ㎡を超える建築物	新宿本店　構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店　構造判定室 構造判定室 横浜事務所
岡山県	法第 6 条の 3 第 1 項及び第 18 条第 4 項に規定する構造計算適合性判定の業務のうち、延べ面積が 2,000 ㎡を超える建築物に係るもの又は構造計算の計算方法が限界耐力計算法による計算若しくは大臣認定プログラムのうち知事が別に指定するもの以外のプログラムによる計算によるものに係るもの	新宿本店　構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店　構造判定室 構造判定室 横浜事務所
広島県			
山口県	1) 床面積の合計が 3,000 ㎡を超える建築物(2 以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物にあっては、当該部分) 2) 令第 81 条第 2 項第 1 号ロに定める構造計算等による建築物 3) 床面積の合計が 3,000 ㎡以内の建築物のうち、他の判定機関が、準則等の規定により判定できない建築物 4) 1)～3)に掲げる建築物と同一の建築確認申請に係る他の建築物	新宿本店　構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店　構造判定室 構造判定室 横浜事務所

徳島県	全ての建築物	新宿本店　構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店　構造判定室 構造判定室 横浜事務所
香川県	全ての建築物	新宿本店　構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店　構造判定室 構造判定室 横浜事務所
愛媛県	全ての建築物	新宿本店　構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店　構造判定室 構造判定室 横浜事務所
高知県	全ての建築物	新宿本店　構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店　構造判定室 構造判定室 横浜事務所

福岡県			
佐賀県			

長崎県			
熊本県			
大分県			
宮崎県			
鹿児島県			
沖縄県			

(附則)
この規程は、平成２７年　６月　１日から施行する。
この規程は、平成２８年　１月　５日から施行する。
この規程は、平成３０年１０月　１日から施行する。
この規程は、平成３１年　３月　１日から施行する。

平成２７年　６月　１日 制定
平成２８年　１月　５日 改訂
平成３０年１０月　１日 改訂
平成３１年　３月　１日 改訂